

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第4条第2項」の右に「の規定」を、「第5条第2項」の右に「の規定」を加え、同条第5号中「同条第4項」の右に「の規定」を加え、同条第8号中「第2条」の右に「の規定」を加え、同条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号中「第4条」の右に「の規定」を加え、同条を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 京都市職員の配偶者同行休業に関する条例により配偶者同行休業を承認する場合、配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合又は配偶者同行休業を取り消す場合別記記載要領第1中第37号を第38号とし、第34号から第36号までを1号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の1号を加える。

(34) 配偶者同行休業を承認する場合

「配偶者同行休業を承認する。

配偶者同行休業は 年 月 日から 年 月 日までとする。」

配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合は、

「配偶者同行休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する。」

配偶者同行休業の承認を取り消す場合（当該取消しに引き続いて職務に復帰しない場合を除く。）は、

「配偶者同行休業の承認を取り消す。

……に職務復帰を命ずる。」

配偶者同行休業の承認の取消しに引き続いて職務復帰しない場合は、

「配偶者同行休業の承認を取り消す。」

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）